

電子証明書の発行など サービス停止のお知らせ

住民課 内線321

公的個人認証サービスの都道府県認証局及びブリッジ認証局は、法令などにに基づき、平成20年9月に認証局の秘密鍵更新作業を実施します。これに伴い、電子証明書の発行など利用者の方は、オンラインサービスが利用できない期間が発生しますのでお知らせします。

○役場窓口での電子証明書の発行・失効の終日停止 (9月22日(月))

○オンラインサービスの一部停止

・電子証明書オンライン失効及び有効性確認の終日停止 (9月19日(金)～22日(月))

(オンライン窓口のご利用については、<http://www.jpki.go.jp/online/index.html>を参照してください。)

・官職証明書検証サービスの利用制約 (9月24日(水)～10月12日(日))

(利用者クライアントソフトVer2 (Windows版)における官職証明書・職責証明書の検証手順は、<http://www.jpki.go.jp/client/manual/003/manual03.htm>を参照してください。)

ご不明な点がございましたら、役場住民課又は下記連絡先までご連絡ください。

財団法人 自治体衛星通信機構公的個人認証サービスセンター j-info@lascom.or.jp

国民年金保険料の納付は 口座振替が便利です

住民課 内線326

小田原社会保険事務所 ☎22-1391(代)

国民年金保険料の第1号被保険者の方は、毎月の保険料を、社会保険庁から送付された納付書により、翌月末までに納めなければなりません。納めに行く手間の省ける「口座振替」や、割引のある「前納制度」をぜひご利用ください。

「口座振替」

金融機関、郵便局、役場住民課もしくは社会保険事務所の窓口にて、納付書または年金手帳と通帳、通帳届出印を持参して手続きをしてください。

「前納制度」

平成20年10月から翌年3月分までの6か月間をまとめて10月末日までに納めると、毎月納めるより700円お得です。

4月に社会保険庁から送付された、6か月前納の納付書により金融機関などで納められます。納付書がない場合は、社会保険事務所にお問い合わせください。平成20年10月から翌年3月分までの6か月間の保険料を口座振替でまとめて納めると、納付書で納めるよりもさらに280円お得です。しかも納め忘れがなく安心です。

(ただし口座振替による6か月前納の場合は、9月中に社会保険事務所での登録が必要になりますのでお早めに手続きをしてください。)

国民健康保険料の納付はお済みですか？

住民課 内線325～327

国民健康保険制度は、加入者の方々の相互扶助が基盤となり運営されていますので、保険料の滞納が生じると、その運営に重大な影響が及び、保険料の値上げも考えなければなりません。

保険料は、納付期日までに納めていただくことが一番望ましいことですが、特別な事情により困難な場合には、計画的な分納の相談にも応じていますので、ご相談ください。

また、特別な事情がないのに、保険料を滞納すると、次のような措置を行います。

- 1 納付期限が過ぎると、督促が行われ、延滞金などを徴収する場合があります。
- 2 それでも納めないと、有効期限の短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。

- 3 納付期限から1年間を過ぎると、被保険者証または短期被保険者証を返してもらい、「資格証明書」を交付します。この場合、医療機関の窓口では、いったん全額(10割)を自己負担することになります。
- 4 納付期限から1年6か月を過ぎると、国民健康保険の給付の全額または一部を差し止めます。
- 5 それでも納めない場合は、差し止められた保険給付額から滞納分を差し引きます。

※資格証明書

自由診療でないことを証するものです。医療機関・薬局の窓口では、かかった費用の総額を支払い、後日、役場へ自己負担分を引いた額の請求をすることができます。